企画競争説明書

業務名称: 熊本県における外国人労働者の労働及び生活の実 態に関する調査【企画競争】

第1 競争の手順

第2 業務仕様書(案)

第3 プロポーザル作成実施要領

第4 見積書作成

第5 契約書(案)

別添 様式集

2021年10月13日 独立行政法人国際協力機構 九州センター

第1 競争の手順

本件に係る公示に基づく企画競争については、この企画競争説明書によるものとします。

なお、新型コロナウイルスの感染防止のため、従来の書面(郵送)による手続きに代えてメールによる手続きを原則とするとともに、押印などの条件も緩和します。

1. 公示

公示日 2021年10月13日

2. 契約担当役

九州センター 契約担当役 所長

3. 競争に付する事項

- (1)業務名称:熊本県における外国人労働者の労働及び生活の実態に関する調査(企画 競争)
- (2) 業務内容:「第2 業務仕様書」のとおり
- (3) 業務履行期間 (予定): 2021 年 12 月上旬から 2023 年 6 月下旬 (複数年度契約)

4. 担当部署等

(1)書類等の提出先

入札手続き窓口、各種照会等及び書類等の提出先は以下のとおりです。なお、 本項以降も必要な場合にはこちらが連絡先となります(以降の文中で参照先にしています)。

〒805-8505 福岡県北九州市八幡東区平野2-2-1

独立行政法人国際協力機構 九州センター 市民参加協力課

【メールアドレス】kictpp@jica.go.jp

【電話】093-671-6311

【ファクシミリ】093-671-0979

(2) 書類授受・提出方法(原則としてメールとします)

宛先:kictpp@jica.go.jp

- ・当機構はセキュリティ対策のため圧縮フォルダの受信ができませんので、<u>圧縮せ</u>ずに送信下さい。
- •1 通あたりのデータ量は 20MB となります。

5. 競争参加資格

(1)消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則 (調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体 の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(業務従事者を提供する ことを含む。以下同じ。)となることも認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)または民事再生法(平成1 1年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が発効して いない法人をいいます。

- 2)独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者 具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、 暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します
- 3)独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成 20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者 具体的には、以下のとおり取扱います。
 - a) 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日。ただし、競争参加資格確認を事前 に行う場合は資格確認申請書の提出締切日。以下同じ。)に措置期間中である 場合、競争への参加を認めない。
 - b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日) までに措置が開始される場合、競争から排除する。
 - c) 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、 競争から排除しない。
 - d) 競争開始日以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

- 1) 全省庁統一資格 令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。¹
- 2)日本国登記法人 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 共同企業体、再委託について

1) 共同企業体

共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体の代表者及び構成員全員が、 上記(1)及び(2)の競争参加資格要件を満たす必要があります。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式集参照)を作成し、競争 参加資格確認申請書(各社ごとに必要です)に添付してください。結成届には、 構成員の全ての社の代表者印または社印を押印してください。

2) 再委託

- a) 再委託は原則禁止となりますが、一部業務の再委託を希望する場合は、プロポーザルにその再委託予定業務内容、再委託先企業名等を記述してください。
- b)再委託の対象とする業務は、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない補助 的な業務に限ります。
- c)当機構が、再委託された業務について再委託先と直接契約を締結することや 再委託先からの請求の受理あるいは再委託先へ直接の支払いを行うことは ありません。
- d)なお、契約締結後でも、発注者から承諾を得た場合には再委託は可能 です。

(4) 利益相反の排除

先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者、または同様の個人を主たる業務従事者とする場合は、本件競争参加を認めません。

¹ 平成31・32・33年度は令和01・02・03年度に読み替えてください。

6. 競争参加資格の確認

競争参加資格を確認するため、3) を提出してください(共同企業体結成の場合には代表者、構成員とも3)を提出してください)。

- 1)提出期限:2021年10月25日17時まで
- 2) 提出方法:提出書類をメール添付の PDF で提出

宛先電子メールアドレス: kictpp@jica.go.jp

メールタイトル:【競争参加資格確認申請書等の提出(社名●●)】 熊本県における外国人労働者の労働及び生活の実態に関する調査

- 熊本県における外国人労働者の労働及び生活の美態に関する調
- 3)提出書類:
 - a) 競争参加資格確認申請書(様式集参照)
 - b) 全省庁統一資格審査結果通知書(写) 令和01・02・03年度全省庁統一資格審査結果通知書(写)
 - c) 共同企業体を結成するときは、以上に加えて以下の提出が必要です。
 - 共同企業体結成届
 - ・共同企業体を構成する社(構成員)の資格確認書類(上記 a)、b))²
- 4) 確認結果の通知

競争参加資格の確認の結果はメールで通知します。2021 年 10 月 27 日までに結果が通知されない場合は、以下まで照会ください。

宛先電子メールアドレス: kictpp@jica.go.jp

メールタイトル:【競争参加資格の確認(社名●●)】熊本県における外国人労働者の労働及び生活の実態に関する調査

7. 企画競争説明書に対する質問

- (1)業務仕様書の内容等、この企画競争説明書に対する質問がある場合は、次に従いメールで提出してください。
 - 1) 提出期限: 2021年10月18日 正午まで
 - 2) 提出方法:宛先電子メールアドレス:kictpp@jica.go.jp
 - 3)メールタイトルは以下のとおりとしてください。

【企画競争説明書への質問(社名●●)】熊本県における外国人労働者の労働及び生活の実態に関する調査

当機構より電子メールを受信した旨の返信メールをお送りします。

- 4) 質問様式:別添様式集参照
- (2)公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問にはお答え出来ませんので、ご了承ください。
- (3) 上記(1) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。
 - 1) 2021 年 10 月 20 日 午後 4 時以降、以下のサイト上に掲示 します。なお、質問がなかった場合には掲載を省略します。

国際協力機構ホームページ

- →「調達情報」
- →「公告・公示情報」JICA 本部における公告・公示情報
- →「国内向け物品・役務等 公告 (2021 年度)」の「質問回答」欄 https://www.jica.go.jp/chotatsu/domestic/koji2021.html#kyushu

新型コロナウイルスの感染防止による在宅勤務などで共同企業体結成届に押印が出来ない場合、各社から代表者名による共同企業体参加表明書(様式は任意、押印はなくても可としますが組織的承認を得ている旨の記載を本文に入れてください)を各社から取り付けることで押印に代えることも可とします。

2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。 見積書金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

8. プロポーザル・見積書の提出等

- (1) 提出期限: 2021年11月5日17時まで
- (2)提出方法:新型コロナウィルスの感染防止のための在宅勤務継続が継続していることから、プロポーザル・見積書についてはデータによる提出とします(ぞれぞれ別のメールで提出ください)。

宛先電子メールアドレス: kictpp@jica.go.jp

- 1)メールタイトル:【プロポーザルの提出(社名●●)】熊本県における外国 人労働者の労働及び生活の実態に関する調査
- 2) メールタイトル: 【プロポーザルのパスワードの提出(社名●●)】熊本県における外国人労働者の労働及び生活の実態に関する調査
- 3)メールタイトル:【見積書の提出(社名●●)】熊本県における外国人労働者の労働及び生活の実態に関する調査
- 4)メールタイトル:【見積書のパスワードの提出(社名●●)】熊本県における 外国人労働者の労働及び生活の実態に関する調査

(3)提出書類:

1) プロポーザル(押印写付)(パスワード付き PDF)

「第3 プロポーザルの作成方法」及び下記サイトに掲載の「プロポーザル参考様式」を参照して下さい(プロポーザル参考様式はあくまで参考ですので、「第3 プロポーザルの作成要領」の要求を満たしていれば、必ずしも厳格に様式を利用する必要はありません)。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/proposal.html

2) 見積書(押印写付)(パスワード付き PDF)

見積書は任意様式とします。経費項目については、「第4 見積書作 成及び支払について」を参照下さい。なお、見積書提出時点とパスワード提出時点は異なります。

- ・見積書は技術提案書と同時に提出してください。
- ・パスワードは機構からの連絡を受けてから以下に提出してください。なお、同連絡のタイミングは交渉順位決定時となります。

宛先電子メールアドレス: kictpp@iica.go. ip

メールタイトル: 【見積書のパスワードの提出(社名●●)】 熊本県における外国 人労働者の労働及び生活の実態に関する調査

- 見積書の表紙については上記ア. に記載のサイトに掲載の様式をご使用ください。
- ・ 見積書については、応募者の名称又は商号並びに代表者の氏名による見積書と し、代表者印又は社印を押印して下さい。
- 日付はプロポーザル提出日として下さい。
- (4) その他
 - 1) 一旦提出されたプロポーザルは、差し替え、変更又は取り消しはできません。
 - 2) プロポーザル及び見積書等の作成、提出に係る費用については報酬を支払いません。
 - 3) 契約交渉相手先には(3)提出書類の原本(押印付)を別途、提出頂きます。

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1)提出期限後に提出されたとき。
- 2) 記名、押印がないとき。
- 3) 同一応募者から内容が異なる提案が2通以上提出されたとき。
- 4) 虚偽の内容が記載されているとき(虚偽の記載をしたプロポーザルの提出者に対して契約競争参加資格停止等の措置を行うことがあります)。
- 5) 前各号に掲げるほか、本プロポーザル方式選定説明書に違反しているとき。

9. プロポーザルの評価結果の通知

- (1) プロポーザルは当機構において評価し、プロポーザルを提出した全者に対し、2021 年 11 月 10 日までに電子メールをもって交渉順位を通知します。
- (2) プロポーザル評価の結果、契約交渉の相手先として選定されなかった者は、その理由について書面(様式は任意)により説明を求めることができます。

10. プロポーザルの評価及び契約交渉順位の決定方法

(1)評価項目·評価配点·評価基準

「第3 プロポーザルの作成方法」別紙評価表参照。

(2) 評価方法

「第3 プロポーザルの作成方法」別紙評価表の項目ごとに、各項目に記載された 配点を上限として、以下の基準により評価(小数第一位まで採点)し、合計点を評 価点とします。

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行 が十分期待できるレベルにある。	80%
当該項目については一般的なレベルに達しており、 業務の履行が十分できるレベルにある。	70%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が 困難であると判断されるレベルにある。	50%以下

なお、プロポーザル評価点が 100 満点中 50 点(基準点という。) を下回る場合は不合格とします。

(3) 契約交渉順位の決定方法

プロポーザルの評価点が最も高い者を交渉順位1位とします。なお、評価点が同じ者が2者以上あるときは、抽選により交渉順位を決定します。

11. 契約交渉

- (1) プロポーザル評価結果に基づき契約交渉順位1位の社から契約交渉を行います。
- (2) 契約交渉は Web 会議にて実施します。
- (3) 契約交渉に当たっては、当方が提示している業務仕様書(案)及び提案頂いた内容に基づき、最終的な委託業務内容を協議します。

(4) また、当機構として契約金額の妥当性を確認するため、見積書金額の詳細内訳や具体的な根拠資料を提出いただき、各業務に係る経費を精査します。

12. 最終見積書の提出、契約書作成及び締結

- (1)「11.契約交渉」により合意に至った者は、速やかに合意された金額の最終見積書を提出するものとします。
- (2)「第5 契約書(案)」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結します。契約保証金は免除します。
- (3) 契約条件、条文については、「第5 契約書(案)」を参照してください。なお契約書(案)の文言に質問等がある場合は、「7. 企画競争説明書に対する質問」の際に併せて照会してください。
- (4) 契約書附属書 II 「契約金額内訳書」(「第5 契約書(案)」参照)については、見 積金額の内訳等の文書に基づき、両者協議・確認して設定します。

13. 情報の公開について

本競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に 契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係 を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表し ます。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を 参照願います。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html)

競争への参加及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
 - 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- a) 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は 当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- b) 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- a)対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- b) 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- c)総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- d) 一者応札又は応募である場合はその旨
- 3)情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

14. その他

(1)機構が配布・貸与した資料・提供した情報(口頭によるものを含む)は、本件業務

のプロポーザル及び入札書を作成するためのみに使用することとし、複写または他 の目的のために転用等使用しないでください。

- (2) プロポーザル等は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う 目的以外に使用しません。
- (3) 採用となったプロポーザル等については返却いたしません。また、不採用となった プロポーザル及び見積書の電子データ (PDF のパスワードがないので機構では開封 できません) については、機構が責任をもって削除します。
- (4) プロポーザル等に含まれる個人情報等については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)」に従い、適切に管理し取り扱います。
- (5) 競争参加資格がないと認められた者、プロポーザルの評価の結果契約交渉の相手先として選定されなかった者については、その理由についてそれぞれの通知日から2週間以内に説明を求めることができますので、ご要望があれば「4.(1)書類等の提出先」までメールでご連絡願います。

(6)辞退理由書

当機構では、競争参加資格有の確認通知を受けた後にプロポーザルを提出されなかった者に対し、メール添付の PDF で辞退理由書の提出をお願いしております。辞退理由書は、当機構が公的機関として競争性の向上や業務の質の改善につなげていくために、内部資料として活用させていただくものです。つきましては、ご多忙とは存じますが、ご協力の程お願い申し上げます。

なお、内容につきまして、個別に照会させて戴くこともありますので、予めご 了承ください。また、本辞退理由書にお答えいただくことによる不利益等は一 切ありません。本辞退理由書は今後の契約の改善に役立てることを目的とし ているもので、その目的以外には使用いたしませんので、忌憚のないご意見を お聞かせいただければ幸いです。辞退理由書の様式は、様式集のとおりです。

第2 業務仕様書

この業務仕様書は、独立行政法人国際協力機構九州センター(以下「発注者」)が実施する「熊本県における外国人労働者の労働及び生活の実態に関する調査」に関する業務の内容を示すものです。本件受注者は、この業務仕様書に基づき本件業務を実施します。

1. 業務の背景、目的

(1) 熊本県においては 2020 年 12 月末時点で外国人が 17,751 人滞在しており、うち技能実習生が 8,048 人 (45%)、留学生が 1,111 人 (6%)、特定技能資格者が 385 人 (2%) と全体の 54%を占める³。また 2020 年 10 月末時点で、外国人労働者が 12,928 人滞在しており、在留資格別では技能実習生が 8,500 人 (66%) で最大、特定技能は 183 人 (1%) となっている⁴。 技能実習生 8,500 人の国籍別内訳はベトナム 5,166 人 (61%)、中国 1,070 人 (13%)、フィリピン 994 人 (12%)、インドネシア 457 人 (5%) の順、産業別では農業 3,428 人 (40%)、製造業 2,985 人 (35%)、建設業 1,098 人 (13%)、小売卸売業 614 人 (7%) の順、地域分布は 9 職業安定所別で八代 1,985 人 (23%)、玉名 1,722 人 (20%)、熊本 1,681 人 (20%)、

search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250012&tstat=000001018034&cycle=1&year=20200&month=24101212&tclass1=0000010 60399

³ https://www.e-stat.go.jp/stat-

 ⁴ 国籍別ではベトナムが5937人(46%)、中国2380人(18%)、フィリピン1730人(13%)、インドネシア503人(3.9%)の順、産業別では、製造業が3823人(30%)、農林漁業が3590人(28%)、小売り卸売業1569人(12%)の順、9職業安定所別では熊本が4210人(33%)、八代が2284人(18%)、玉名1984人(15%)、菊池1840人(14%)の順となっている。

菊池 1,302 人(15%)の順となっている⁵。熊本県内総事業者のうち約 4%の事業者が技能実習生を雇用しており、農業分野においては、外国人が全農業従事者の約 5%を占めていることに示される通り、外国人が県内の様々な事業者を支えている実態がある。熊本県全体の人口が毎年約 1 万人減少する中、技能実習生は 2017-2018 年に 139%増加、2018-2019 年に 127%増加と年々増加しており、今後もその重要性は増していくことが想定される。

- (2) 一方、各種メディアや研究調査等で報道されている通り、留学生や技能実習生の労働環境や地域社会との繋がりの希薄さなど、地域産業を支えるこれら外国人労働者が置かれる環境について様々な課題が近年提起されている。しかしながら、JICA 九州が 2019 年に実施した「九州における外国人材の現状・課題等に関する調査報告書」において指摘している通り、県内における外国人労働者の実態は十分に把握されておらず、自治体や各種団体が適切な施策を企画・実行するための根拠となる情報が不足している現状がある。
- (3) JICA は、2021 年 4 月に本部国内事業部に外国人材受入支援室を新設し、日本国内外における外国人労働者支援に関する施策の検討を進めている。熊本県とは 2019 年に連携協定を締結、2020 年 6 月より熊本県庁に出向者(国際政策相談役)を置く他、2 名の国際協力推進員を設置し、県内における自治体や各種団体による外国人との多文化共生や地域おこしを支援・推進することとしている。
- (4) 上記背景のもと、以下を目的として実施する。
 - 1) アンケート調査

県内の外国人労働者、とりわけ熊本の産業に深く関わる外国人の技能実習生及び留学生の労働と生活の実状と課題を正確に把握することにより、以下に繋げる。

- ① 自治体等各種ステークホルダーへの実状の提示
- ② 熊本県における外国人労働者受入環境整備に係る施策の策定への貢献
- 2) パイロット事業

アンケート調査内で確認された課題を踏まえ、外国人労働者受入支援に関する具体的なパイロット事業を自治体等と連携のうえ以下を試行する。

- ① 熊本県における外国人労働者受入支援のモデルケースの創生
- ② 国内において JICA として取り組むべき多文化共生推進事業への提言

2. 業務の概要

- (1) 熊本県在住の外国人労働者から、労働及び生活課題に関する定量的情報を収集し、整理・ 分析する。
- (2)分析の結果を、発注者、熊本県庁内で勤務する JICA 出向職員及び国際協力推進員(外国人材・共生)(以下「JICA 熊本チーム」という)、JICA 関係部署、県庁及び県内のステークホルダーに対し報告する。
- (3)分析された結果を踏まえ、県内における多文化共生及び支援にかかるパイロット事業を実施する。
- (4) パイロット事業の結果を、発注者、JICA 熊本チーム、県庁及び県内のステークホルダーに対し報告し、成果・教訓を抽出の上、提言として取りまとめる。

3. 業務の内容

以下に発注者が想定する業務の流れを記載するが、応札者は効果的、効率的な作業工程・ 方法を考察し、プロポーザルにより提案すること。

(1)調査計画書の作成・提出

調査全体の方針・方法、調査内容等を含む調査計画を検討し、発注者及び JICA 熊本チーム に内容を説明し協議・確認を得ること。調査では、外国人労働者の労働者としての側面及

⁵ https://gai-access.com/kumamoto/

び生活者としての側面双方に関連する課題の仮説を検証するために、別紙 1「アンケート調査項目リスト」に記載のとおり1)生活課題に関する仮説、2)行政サービスの認知に関する仮説、3)資産や労働状況に関する仮説、4)本人の将来計画に関する仮説の4種類の仮説に関する情報に加え、日本語教育サービスの活用意欲や自治体の相談窓口の認知有無等、提案されるパイロット事業案におけるニーズを検証するためのアンケート調査項目も含めること。また、その他重要な項目がある場合はプロポーザルにより提案すること。(2)情報の収集・分析

今回のアンケート調査では、外国人労働者に関連するすべての在留資格ではなく、「技能実習」及び「留学」資格保有者を対象とする。

アンケート調査は、当事者へのアウトリーチの難しさやコロナ禍の状況を踏まえ、オンライン調査とオフライン調査を組み合わせる形で実施されることを想定している。

- (3) 調査結果(アンケート調査及びパイロット事業)の関係者への共有・セミナーの実施 調査結果については、県内外の関係者・団体にできるだけ広く共有するため、JICA と共同 で各種セミナーを開催する。具体的には「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム (JP-MIRAI)」を通じた全国の関係者に向けたセミナー、熊本県経済同友会や商工会議所を 通じた民間企業向けセミナー、熊本県庁・自治体など行政機関向けセミナー、外国人支援 団体とのセミナーなどを想定している。
- (4)パイロット事業の計画・提出

アンケート調査内容を踏まえ多文化共生及び外国人労働者支援にかかるパイロット事業案を企画し、発注者、JICA 熊本チーム、活動に関係する自治体、企業、団体、個人に内容を説明し、協議・確認を得ること。パイロット事業案は、「地域における日本語教室」、「地域住民との共生活動」、「外国人コミュニティを巻き込んだ防災活動」等の実施を想定しているが、他重要な事業が考えられる場合はプロポーザルの段階で提案すること。

(5)パイロット事業の実施と広報

パイロット事業を実施、広報する。

4. 業務実施上の留意事項

4-1. アンケート調査 (2021年12月~2022年2月)

- (1)調査項目は、全国的なアンケート調査や各種報道内容、関連資料等を基に、労働及び生活課題に関する仮説検証型で作成すること。仮説は技能実習生と留学生それぞれに作成すること。
- (2) 熊本県における外国人労働者の国籍別割合を踏まえ、調査対象の国籍をベトナム、フィリピン、インドネシアの3カ国とする。調査票(画面)はベトナム語、英語、インドネシア語で作成する。
- (3)調査の実施においては、調査地域、調査対象者の国籍、従事する業種等について、できる限り偏りが無いように努めること。また、調査結果については、地域、国籍、在留資格、業種、ジェンダー別の分析を行うこと。
- (4) 定量的調査として十分な量の調査対象にアウトリーチすること。具体的には、技能実習生・留学生合計で900名程度を想定している。コロナ禍において、対面の接触が限定される中で多数の当事者から情報を取得する手法について検討のうえ、提案に含めること。
- (5) 当事者に対し効率的にアウトリーチするため、住民基本台帳を活用した郵送、オンラインサーベイの手法や、広告サービスの利用、SurveyMonkey 等の調査・分析ツールを積極的な利用を推奨するが、調査員が直接当事者にアウトリーチする手段の実施を組み合わせることを妨げない。

- (6) 新型コロナウイルスの状況により、県を跨いだ移動が制限されることに加え、当事者へのアウトリーチには、各言語の地域コミュニティとネットワークを有する企業或いは個人の関わりが重要であることから、熊本県内の在住外国人を調査団員として活用すること。
- (7) できる限り当事者に直接アウトリーチすること。その際、オンラインコミュニティや各種 SNS、当地の外国食レストラン、食材店、ネットワークを有する外国人等を通じた効果的な情報収集に努めること。
- (8) アンケート調査対象である外国人労働者の調査協力を得られるよう、必要に応じ適切なインセンティブ設計を検討すること。また、オンラインによる情報収集の仕組みを作る場合には、アンケート調査対象者から正確な情報が得られるよう留意すること。
- (9) 本アンケート調査は、通常アウトリーチが容易でない外国人労働者を対象とする調査ではあるが、調査の代表性(代表性の担保とは、実際の調査回答者が居住自治体、就業業種、出身国、ジェンダー等の観点から偏りなく抽出できていることを指す)や統計的有意性(統計的有意とは調査で検証する仮説と実際に観察された結果との差が誤差ではないことを意味する)を担保すること。そのために研究者や社会調査・統計分析に知見のある専門家を団員に加えること。
- (10)調査対象者の個人情報の管理と保護を徹底すること。
- (11) 調査報告書では、回答内容の分析結果だけではなく、当事者からの情報収集にかかる複数のアンケート調査方法の有効性についても分析し、今後の類似調査の実施における教訓を抽出すること。

4-2. パイロット事業 (2022年5月~2023年4月)

- (1)パイロット事業案として想定している「地域における日本語教室」は、地域における外国人と日本人との接触機会の増加による多文化共生の促進、日常生活や仕事における日本語理解の向上による日本での生活の円滑化、より高度な日本語能力の習得による日本での更なる活躍機会の増加等を狙ったものである。日本語教室の運営においては、①地域密着型で生活・日本語指導を中心に行うもの、②オンライン教室の運営による広域展開を目指すもの、③技能実習生を雇用する企業や団体を対象とした民間企業向けのもの、など最大3種類の運営手法を検証すること。プロポーザルにおいては、別紙2「地域における持続的な日本語教育・多文化共生の仕組み作りについて」を参照しつつ、其々のパイロット事業案を提案し、実施に係る費用を計上すること。
- (2)パイロット事業案として想定している「地域住民との共生活動」は地域における外国人と日本人との接触機会の増加による多文化共生の促進を狙ったものである。同活動は関心のある自治体、監理団体、企業と連携して実施し、他先行地ないしオンラインでの研修、地域での交流機会創出にかかるイベントの実施等を最大3地域で実施すること。プロポーザルにおいては、イベント等の経費、国内研修に係る費用等を計上すること。
- (3)パイロット事業案として想定している「外国人コュニティを巻き込んだ防災活動」は災害時を想定した地域の事前の備えとしての防災知識や災害時の避難先などを、外国人コミュニティを通じ地域の外国人にも日頃から共有する仕組みづくりを行うものである。滞在期間が 2-3 年である技能実習生や留学生は、災害についての情報に触れる機会が限られていることに加え、避難所でのコミュニケーションが難しいこともあり、災害時に取り残される傾向にある。JICA 関西が実施する「誰も取り残さない防災プロジェクト」では、在住外国人コミュニティ、市民団体、外国人を雇用する企業や関係団体が連携し、平時の際に共同で防災活動を実施する他、過去の災害を新たに来日した外国人に伝えるイベントや外国人向けの防災情報発信等を行っており、本事業においても参照すること。
- (4)「地域住民との共生活動」及び「外国人コミュニティを巻き込んだ防災活動」については、日本国内の先進地域への視察・研修の機会を設けることを想定する。地域住民との共

生活動については、10名の熊本県関係者に対する3日程度の研修を想定している。外国人コミュニティを巻き込んだ防災活動については、10名の熊本県関係者に対する3日程度の研修を想定している。それぞれの経費については、プロポーザルの中で提案すること。

- (5)パイロット事業案は、上記3事業を想定しているが、より実施必要性の高い事業がある場合には、新たな案の提案も妨げない。ただしパイロット事業の種類は最大3つまでとすること。また複数のアプローチを検証するパイロット事業(日本語教室事業では複数の教室運営手法を複数地域で実施する等)では、それぞれのアプローチについてもプロポーザルに含めること。また、具体的な事業の方向性については、アンケート調査結果を踏まえ実施されるものであるため、プロポーザル時に事業計画の全てを詳細に記載する必要はないが、1)事業概要2) 想定する外国人労働者の課題と事業による課題解決の仮説、3)事業期間4)想定されるステークホルダー、について簡潔に記載すること。また、必要な人件費及び一般業務費をプロポーザルにおいて提案すること。
- (6)パイロット事業は、2022 年 5 月~2023 年 4 月を想定しているが、必ずしも全てのパイロット事業を全期間実施する必要はなく、短期間で完了するものが含まれることを妨げない。
- (7) パイロット事業の実施においては持続可能性を確保すべくその方策についてプロポーザルに記載すること。その成果や進捗について、SNS も用いながら積極的に対外的な広報を行い、関係するステークホルダーや実施地域の自治体への認知度の向上に努めること。また、広報にかかる経費を計上することを認める。
- (8) パイロット事業の計画・実施に際しては、自治体や団体との連携が必要になるところ、すでに複数の自治体とネットワークを有する JICA 熊本チームや熊本県立大学の協力も得つつ進めること。

4-3. 調査全体

新型コロナウイルス感染症の流行地域からの業務従事者の移動に制約が出る可能性もあるので、熊本県ないし九州在住者の活用、遠隔事業実施等の工夫を検討すること。

5. 成果物・業務提出物等

- (1) 業務計画書: 和文 Word 1部、PDF1部
- (2) 進捗報告書(中間成果品): 和文 Word 1部、PDF1部。アンケート調査を実施した結果(成果)、教訓、提言につき報告する。
- (3) 最終報告書(案): 和文 Word 1部、PDF1部。アンケート調査及びパイロット事業を実施した結果(成果)、教訓、提言につき報告する。
- (4) 最終報告書(最終成果品):
- ・最終報告書:和文、英文で Word1 部、PDF1 部、印刷物和文 120 部、英文 5 部
- ・概要版: 調査に関わった地域および全国の日本人・外国人コミュニティ向けに情報発信することを想定し、10ページ程度の調査結果概要版を日本語、英語、ベトナム語、インドネシア語、やさしい日本語で作成。各国語でWord1部、PDF1部、印刷物 120部
- ・調査結果インフォグラフ: 結果を視覚的に簡潔に伝えるもの。日本語、英語、ベトナム語、インドネシア語、やさしい日本語で PowerPoint 各 1 部、PDF 各 1 部。

第3 プロポーザル作成要領

プロポーザルを作成するにあたっては、「第2 業務仕様書」ならびに本項別紙「評価表」 に明記されている内容等をプロポーザルに十分に反映させることが必要となりますので、 その内容をよく確認して下さい。

1. プロポーザルの構成と様式

プロポーザルの構成は以下のとおりです。

プロポーザルに係る様式については、以下のサイトを参考としてください。ただし、あくまで参考様式としますので、応募者独自の様式を用いて頂いても結構です。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/proposal.html

- (1) 応募者の経験・能力等
 - ア. 類似業務の経験
 - ①類似業務の経験(一覧リスト)・・・・・・・・・(参考:様式1(その1))
 - ②類似業務の経験(個別)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(参考:様式1(その2))
 - イ. 資格·認証等·····(任意様式)
- (2)業務の実施方針等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(任意様式)
 - ア、業務実施の基本方針(留意点)・方法
 - イ. 業務実施体制(要員計画・バックアップ体制)
 - ウ. 業務実施スケジュール
- (3)業務従事者の経験・能力等

 - イ. 業務総括者の経験・能力等・・・・・・・ (参考:様式2(その1, 2))
 - ウ. 業務総括者の特記すべき類似業務の経験・・・・(参考:様式2(その3))
- エ. その他業務従事者名(外国人労働者実態調査、多文化共生、調査・統計分析)の 経験・能力等
 - ······ (参考:様式2(その1, 2))
 - オ. その他業務従事者の特記すべき類似業務の経験(参考:様式2(その3))

2. プロポーザル作成に係る要件・留意事項

本業務に係るプロポーザル作成に際して、留意頂くべき要件・事項について、以下の とおり整理します。

(1) 応募者の経験・能力等

自社が業務を受注した際に適切かつ円滑な業務が実施できることを証明するために 参考となる、応募者の類似業務の経験、所有している資格等について、記載願います。

ア. 類似業務の経験

類似業務とは、業務の分野、サービスの種類、業務規模などにおいて、蓄積された経験等が当該業務の実施に際して活用できる業務を指します。

類似業務の実績を「様式1(その1)」に記載ください。原則として、過去10年程度の実績を対象とし、最大でも5件以内としてください。

また、業務実績の中から、当該業務に最も類似していると考えられる実績(3件以内)を選び、その業務内容(事業内容、サービスの種類、業務規模等)や類似点を「様式1(その2)」に記載して下さい。特に、何が当該業務の実施に有用なのかが分かるように簡潔に記述して下さい。

イ、資格・認証等

以下の資格・認証を有している場合は、その証明書の写しを提出願います。

- 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)
- 次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定またはプラチナくる みん認定)
- 青少年の雇用の促進等関する法律に基づく認定(ユースエール認定)

- マネジメントに関する資格(IS009001等)
- 個人情報保護に関する資格(プライバシーマーク等)
- 情報セキュリティに関する資格・認証(ISO27001/ISMS等)
- その他、本業務に関すると思われる資格・認証

(2)業務の実施方針等

業務仕様書に対する、応募者が提案する業務の基本方針、業務を実施するために用いようとしている方法や手法などについて記述して下さい。記述は、全体で10ページ以内を目途としてください。

ア. 業務実施の基本方針(留意点)・方法

業務仕様書について内容を把握のうえ、そのような方針・方法で業務に臨むのか、 当該業務の目的等を理解したうえでどのような事柄に留意し業務を実施するの かを十分に検討し、業務ごとに提案願います。

各種提案に当たっては、本説明書に示した業務内容を基本とし、提案者の特徴を 活かした提案内容として下さい。

イ. 業務実施体制、要員計画

業務仕様書に記載の業務全体をどのような実施(管理)体制(直接業務に携わる 業務従事者のみならず、組織としてまたは組織の外部におけるバックアップ体 制を含む。)、要員計画(業務に必要な業務従事者数、その構成、資格要件等)等 で実施するのか、提案願います。実施(管理)体制の方針、考え方についても、 併せて記載願います。

なお、要員計画については、全体計画の記載を求めるものであり、個々の業務従 事者の個別の人員配置計画を求めるものではありません。

ウ. 業務実施スケジュール

業務実施にあたっての作業工程をフローチャート・作業工程計画書等で作成願います。

(3)業務総括者の経験・能力等

業務を総括する方の経験・能力等(類似業務の経験、実務経験及び学位、資格等)に ついて記述願います。

ア. 業務総括者の推薦理由

応募者が、業務総括者を推薦する理由を、400字以内で記載下さい。

- イ、業務総括者の経験・能力等
 - 以下の要領に従い、記載下さい。
 - ■「取得資格」は、担当業務に関連する取得資格について、その資格名、分野やレベル、取得年月日を記載するとともに、可能な限りその認定証の写しを添付して下さい。
 - ■「学歴」は、最終学歴のみを記載ください。
 - ■「外国語」は、英語の資格名を記載してください。また、保有する資格の種類、 スコア、取得年を記載下さい。
 - ■「現職」は、現在の所属先の名称、所属先に採用された年月、部・課及び職位名を記載し、職務内容を1~2行で簡潔に記載して下さい。また、所属先の確認を行うため、雇用保険については、確認(受理)通知年月日、被保険者番号、事業所番号、事業所名略称を記載して下さい。
 - ■「職歴」は、所属先を最近のものから時系列順に記載し、所属した主要会社・部・ 課名及び主な職務内容につき、簡潔に記載ください。
 - ■「業務従事等経験」は、現職の直前の所属先から新しい順に、所属先の名称、所属した期間、部・課及び職位名を記載し、職務内容を1~2行で、簡潔に記載

して下さい。

- ■「担当業務」については、各々の業務に従事した際の担当業務を正確に示すよう にしてください。
- ■「研修実績等」については、担当業務に関連する研修歴を記載し、可能な限りその認定書等の写しを添付願います。
- ■職歴、業務等従事経験が、「様式2(その1)」だけでは記載しきれない場合には、 「様式2(その2)」に記入して下さい。

ウ. 特記すべき類似業務の経験

記載にあたっては、当該業務に類似すると考えられる業務経験の中から、業務総括者の業務内容として最も適切と考えられるものを3件まで選択し、類似する内容が具体的に分かるように、「様式2(その3)」に業務の背景と全体業務概要、担当事項及び当該業務との関連性について記載ください。

別紙:評価表(評価項目一覧表)

評価表(評価項目一覧表)

評価項目 評価基準(視点) 配点					
1. 応札者の経験・	能力等	15			
(1)類似業務の経験	 類似業務については実施件数のみならず、業務の分野 (内容)と形態、発注業務との関連性に鑑み総合的に 評価する。特に評価する類似案件としては、労働・雇 用事情に関する各種調査業務とする。外国人労働者に 関する案件に対し高い評価を与える。 概ね過去10 年までの類似案件を対象とし、より最近の ものに対し高い評価を与える。 	10			
(2)資格・認証等	● 以下の資格・認証を有している場合に加点する。 ・マネジメントに関する資格(IS09001 等) ・情報セキュリティに関する資格・認証 (IS027001/ISMS、プライバシーマーク等) ・ 女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」を受けている場合は評価する。 ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定・プラチナくるみん認定」を受けている場合は評価する。 ・ 若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定」を受けている場合は評価する。 ・その他、本業務に関すると思われる資格・認証	5			
2. 業務の実施方針	等	35			
(1)業務実施の基本 方針(留意点)・ 方法	 業務の目的及び内容等に基づき業務実施のクリティカルポイントを押さえ、これに対応する業務方針が示されているか。 提案されている業務の方法については、具体的かつ現実的なものか。 その他本業務の実施に関連して評価すべき提案事項があるか 	15			
(2)業務実施体制、 要員計画	 提示された業務の基本方針及び方法に見合った実施 (管理)体制や要員計画が具体的かつ現実的に提案されているか、業務実施上重要な専門性が確保されているか。具体性のないあいまいな提案については、評価を低くする。 要員計画について、外部の人材に過度に依存している場合、主要な業務について外注が想定されている場合には、評価を低くする。 	10			
(3)業務実施スケジュール	● 具体的かつ現実的なスケジュール案が提示されている か。	10			
3. 業務従事者の経験・能力					
(1)総括	● 類似業務については実施 件数のみならず、業務の 分野(内容)と形態、発注 業務との関連性に鑑み総 合的に評価する。特に評 価する類似案件として は、労働・雇用事情に関 する各種調査業務とす	20			

		7 月豆(坐柱之)。即士		
		る。外国人労働者に関する。外国人労働者に関する。		
		る案件に対し高い評価を		
		与える。		
		● 概ね過去10 年までの類		
		似案件を対象とし、より		
		最近のものに対し高い評		
		価を与える。		
	②業務総括者	最近10年の総括経験に	•	
	としての経験	プライオリティをおき評	3	
		価する。		
		●発注業務と関連性の強い学		
	① その他学	歴 (専門性)、資格、業務経		
	位、資格	験などがあるか。	2	
	等	●その他、業務に関連して評		
		価すべき項目があるか。		
		こは実施件数のみならず、業務の		
	容)と形態、発注業務との関連性に鑑み総合的に評価する。			
(2)多文化共生(日		経件としては、日本語教育や外国	人労働	10
本語)		トに対し高い評価を与える 。		
	概ね過去10 年までの類似案件を対象とし、より最近のも			
	のに対し高い評価を			
	類似業務について	こは実施件数のみならず、業務の	分野(内	
(3)多文化共生(地		務との関連性に鑑み総合的に評価		
域住民との共生活	特に評価する類似案	『件としては、地域住民との共生	活動•	10
動・防災)		-対し高い評価を与える。		
到 例火/	^{動・防災)} 概ね過去10 年までの類似案件を対象とし、より最近のも			
	のに対し高い評価を	ら与える。		
	類似業務について	ては実施件数のみならず、業務の	分野(内	
	容)と形態、発注業	形態、発注業務との関連性に鑑み総合的に評価する。		
(4) アンケート調 特に定量的調査や受益者調査、とりわけ統計分析を用いた			10	
査・統計分析	・統計分析 調査案件に対し高い評価を与える。			
概ね過去10 年までの類似案件を対象とし、より最近のも				
	のに対し高い評価を	与える。		
				100

第4 見積書作成及び支払について

1 見積書の作成

経費の見積もりに当たっては、「第2業務仕様書」に規定されている業務の内容を十分理解したうえで、必要な経費を積算してください。見積書作成の上での留意点は以下のとおりです。

(1) 可能な範囲で詳細な内訳をつけて見積書を作成してください。当該業務の 実施において想定される経費の費目構成は、以下のとおりです。見積書の 様式は任意としますが、これらの費目を網羅するようにしてください。な お、必要に応じ、項目の統合、削除、追加することも可能です。この場合、 プロポーザルにもその旨記載ください。

<想定される経費の費目構成>

- 1. 直接人件費(以下を上限とする)
 - (1) 総括 1 名(165 人日)
 - (2) 外国人労働者実態調査(1)ベトナム(40人日)
 - (3) 外国人労働者実態調査②フィリピン(40 人日)
 - (4) 外国人労働者実態調査③インドネシア(40人日)
 - (5) 多文化共生(日本語) (120 人日)
 - (6) 多文化共生(地域住民との共生活動・防災)(120人日)
 - (7) アンケート調査調査・統計分析 1 名 (20 人日)
- 2. 旅費(いずれも国内)
 - (1) 航空賃
 - (2) 交诵費
 - (3) 日当宿泊
- 3. 現地調査費
 - (1) 一般傭人費
 - (2) 車両関連費
- 4. 報告書作成費
- 5. 一般管理費(20%)
- (2)消費税(10%)を計上してください。
- (3) 契約交渉順位一位となった応募者については、上記(1)で作成いただいた見積書及び内訳書に基づき契約交渉を行い、当機構が定める基準に基づき各業務に係る経費の契約金額および精算対象とする経費を決定します。 契約交渉の際には、経費の妥当性を確認するため、より詳細な内訳や見積書の各金額の根拠資料も提出いただきます。
- (4) 契約交渉が成立した場合、上記契約交渉を踏まえた最終見積書を提出いた だきます。最終見積書の形式については契約交渉時に決定します。

2. 支払について

- (1) 支払いは、前金払、部分払、概算払、精算払とします。
- (2) 支払方法の詳細は、添付の契約書(案)の第14条(経費の確定)、第15条(支払)、第16条(前金払)、第17条(部分払)、第18条(概算払)を参照ください。

3. その他留意事項

- (1)精算手続きに必要な「証拠書類」とは、「その取引の正当性を立証するに足りる書類」を示し、領収書又はそれに代わるものです。証拠書類には、①日付、②宛名(支払者)、③領収書発行者(支払先)、④受領印又は受領者サイン、⑤支出内容が明記されていなければなりません。
- (2) 受注者の責によらない止むを得ない理由で、業務量を増加する場合には、機構と協議の上、両者が妥当と判断する場合に、契約変更を行うことができます。受注者は、このような事態が起きた時点で速やかに当センターと相談して下さい。

以上

第5 契約書(案)

業務委託契約書

2. 契約金額 金00,000,000円

(内 消費税及び地方消費税の合計額 0,000,000円)

3. 履行期間 2020年●●月●●日から 2022年●●月●●日まで

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構 契約担当役 九州センター所長 吉成 安恵(以下「発注者」という。)と●●●● ●●●● ●●●● (以下「受注者」という。)とはおのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約(以下「本契約」という。)を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(総 則)

- 第1条 受注者は、本契約に定めるところに従い、附属書 I 「業務仕様書」(以下「業務仕様書」という。)に定義する業務を、善良な管理者の注意義務をもって誠実に履行し、発注者は受注者に対しその対価を支払うものとする。
 - 2 受注者は、本契約書及び業務仕様書に特別の定めがある場合を除き、業務を実施するために必要な方法、手段、手順については、受注者の責任において定めるものとする。
 - 3 頭書の「契約金額」に記載の「消費税及び地方消費税」(以下「消費税等」という。)とは、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づくものである。
 - 4 税法の改正により消費税等の税率が変更された場合は、変更後の税率の適用日以降における消費税等の額は変更後の税率により計算された額とする。ただし、法令に定める経過措置に該当する場合又は消費税率変更前に課税資産の譲渡等が行われる場合は、消費税等の額は変更前の税率により計算された額とする。
 - 5 本契約の履行及び業務の実施(安全対策を含む。)に関し、受注者から発注者に 提出する書類は、発注者の指定するものを除き、第5条に定義する監督職員を経 由して提出するものとする。
 - 6 前項の書類は、第5条に規定する監督職員に提出された日に発注者に提出され たものとみなす。
 - 7 発注者は、本業務の委託に関し、受注者から契約保証金を徴求しない。
 - 8 受注者が共同企業体である場合は、その構成員は、発注者に対して、連帯して

本契約を履行し、業務を実施する義務を負うものとする。また、本契約に基づく 賠償金、違約金及び延滞金が発生する場合は、全構成員による連帯債務とする。

(業務計画書)

第2条 受注者は、本契約締結日から起算して 10 営業日(営業日とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び 12月29日から1月3日までを除く月曜日から金曜日までの日をいう。以下、同じ。)以内に、業務仕様書に基づいて業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又はあらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、本契約の地位又は本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託又は下請負の禁止)

- 第4条 受注者は、業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又はあらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。
 - 2 受注者が、前項ただし書の規定により業務の一部の実施を第三者に委託し、又 は請け負わせる場合は、次の各号の条件が課されるものとする。
 - (1) 受注者は発注者に対し、本契約により生ずる一切の義務を免れるものではなく、また、受託者又は下請負人の役職員を受注者の役職員とみなし、当該役職員が本契約により生ずる受注者の義務に違反した場合は、受注者が責任を負うものとする。
 - (2)発注者は、受注者に対して、受託者又は下請負人の名称その他必要な事項の 通知を求めることができる。
 - (3) 第 18 条第 1 項第 8 号イからトまでのいずれかに該当する者を受託者又は下請負人としてはならない。

(監督職員)

- 第5条 発注者は、本契約の適正な履行を確保するため、独立行政法人国際協力機構 九州センター 市民参加協力課長の職にある者を監督職員と定める。
 - 2 監督職員は、本契約の履行及び業務の実施に関して、次に掲げる業務を行う権限を有する。
 - (1) 第1条第5項に定める書類の受理
 - (2) 本契約に基づく、受注者又は次条に定める受注者の業務責任者に対する指示、 承諾及び協議
 - (3) 本契約に基づく、業務工程の監理及び立会
 - 3 前項における、指示、承諾、協議及び立会とは、次の定義による。
 - (1)指示 監督職員が受注者又は受注者の業務責任者に対し、監督職員の所掌権 限に係る方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
 - (2) 承諾 受注者又は受注者の業務責任者が監督職員に報告し、監督職員が所掌

権限に基づき了解することをいう。

- (3)協議 監督職員と受注者又は受注者の業務責任者が対等の立場で合議し、結 論を得ることをいう。
- (4) 立会 監督職員又はその委任を受けたものが作業現場に出向き、業務仕様書 に基づき業務が行われているかを確認することをいう。
- 4 第2項第2号の規定に基づく監督職員の指示、承諾及び協議は、原則としてこれを書面に記録することとする。
- 5 発注者は、監督職員に対し本契約に基づく発注者の権限の一部であって、第 2 項で定める権限以外のものを委任したときは、当該委任した権限の内容を書面により受注者に通知しなければならない。
- 6 発注者は、監督職員を通じて、受注者に対し、いつでも本契約の業務の履行状況の報告を求めることができる。

(業務責任者)

- 第6条 受注者は、本契約の履行に先立ち、業務責任者を定め、発注者に届出をしなければならない。発注者の同意を得て、業務責任者を交代させたときも同様とする。
 - 2 受注者は、前項の規定により定めた業務責任者に、業務の実施についての総括 管理を行わせるとともに、発注者との連絡に当たらせなければならない。
 - 3 業務責任者は、本契約に基づく受注者の行為に関し、受注者を代表する権限(ただし、契約金額の変更、作業項目の追加等業務内容の重大な変更、履行期間の変更、損害額の決定、本契約に係る支払請求及び金銭受領の権限並びに本契約の解除に係るものを除く。)を有するものとする。

(業務内容の変更)

- 第7条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により業務内容の変更を求めることができる。
 - 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により 業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
 - 3 第1項により業務内容を変更する場合において、履行期間若しくは契約金額を変更する必要があると認められるとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者及び受注者は、変更後の履行期間及び契約金額並びに賠償額について協議し、当該協議の結果を書面により定める。
 - 4 第2項の場合において、受注者に増加費用が生じたとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者はその費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合において、発注者及び受注者は、負担額及び賠償額を協議し、当該協議の結果を書面により定める。

(一般的損害)

第8条 業務の実施において生じた損害(本契約で別に定める場合を除く。)については、受注者が負担する。ただし、発注者の責に帰すべき理由により生じた損害については、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第9条 業務の実施に関し、第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して賠償を行わなければならない場合は、受注者がその賠償額を負担する。
 - 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する損害の発生が発注者の責に帰すべき 事由による場合は、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者 の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを発注者に通知しなかったと きは、この限りでない。
 - 3 前二項の場合において、その他業務の実施に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、発注者、受注者協力してその処理解決に当たるものとする。

(検査)

- 第 10 条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に対して業務完了届を提出しなければならない。この場合において、発注者が認める場合は、受注者は、第 14 条に規定する経費確定(精算)報告書に代えて、附属書Ⅱ「契約金額内訳書」(以下「契約金額内訳書」という。)に規定する単価等に基づき確定した経費の内訳及び合計を業務完了届に記載することができる。
 - 2 業務の完了前に、業務仕様書において可分な業務として規定される一部業務が 完了した場合は、受注者は、当該部分業務に係る業務完了届を提出することができる。発注者が受注者に対し、当該部分業務に係る業務完了届の提出を求めたときは、受注者は、遅滞なく業務完了届を提出しなければならない。
 - 3 発注者は、前2項の業務完了届を受理したときは、その翌日から起算して10営業日以内に当該業務について確認検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

(債務不履行)

第 11 条 受注者の責に帰すべき理由により、受注者による本契約の履行が本契約の本旨に従った履行と認められない場合、又は、履行が不能になった場合は、発注者は受注者に対して、完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。この場合において、本契約の目的が達せられない場合は、発注者は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(成果物等の取扱い)

- 第12条 受注者は、業務仕様書に成果物(以下「成果物」という。)が規定されている場合は、成果物を、業務仕様書に成果物が規定されていない場合は、業務実施報告書(以下「業務実施報告書」という。)を、第10条第1項及び第2項に規定する業務完了届に添付して提出することとし、第10条第3項に規定する検査を受けるものとする。
 - 2 前項の場合において、第 10 条第 3 項に定める検査の結果、成果物及び業務実施報告書について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、第 10 条第 3 項の規定を準用する。
 - 3 受注者は、業務仕様書に業務提出物(以下、「業務提出物」という。)が規定されている場合は、業務提出物を業務仕様書の規定(内容、形態、部数、期限等)に基づき提出し、監督職員の確認を得なければならない。
 - 4 受注者が提出した成果物、業務実施報告書及び業務提出物(以下総称して「成

果物等」という。)の所有権は、それぞれ第10条第3項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認の時に、受注者から発注者に移転する。

- 5 受注者が提出した成果物等の著作権(著作権法第27条、第28条所定の権利を含む。)は、業務仕様書にて別途定めるもの及び受注者又は第三者が従来から著作権を有する著作物を除き、それぞれ第10条第3項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認の時に受注者から発注者に譲渡されたものとし、著作権が受注者から発注者に譲渡された部分の利用又は改変については、受注者は発注者に対して著作者人格権を行使しないものとする。また、成果物等のうち、受注者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、これら著作物を発注者が利用するために必要な許諾を発注者に与えるものとし、第三者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、責任をもって第三者から発注者への利用許諾を得るものとする。
- 6 前項の規定は、第 11 条、第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項の 規定により本契約を解除した場合についても、これを準用する。

(成果物等の契約不適合)

- 第 13 条 発注者は、前条第 4 項による所有権の移転後において、当該成果物等に契約との不適合が発見された場合は、受注者に対して相当の期間を定めてその不適合内容の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
 - 2 前項において受注者が負うべき責任は、前条第1項及び2項の検査の合格をもって免れるものではない。
 - 3 第1項の規定による契約との不適合内容の修補又は損害賠償の請求は、前条第4項の所有権の移転後、1年以内に行わなければならない。

(経費の確定)

- 第 14 条 受注者は、履行期間末日の翌日から起算して 30 日以内に、発注者に対し、 経費確定(精算)報告書(以下「経費報告書」という。)を提出しなければならな い。ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日 時までに提出するものとする。
 - 2 受注者は、第 10 条第 2 項に定める可分な業務にかかる業務完了届を提出する場合は、当該業務完了届の提出日の翌日から起算して 30 日以内に、発注者に対し、当該業務に係る経費報告書を提出しなければならない。ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日時までに提出するものとする。
 - 3 受注者は、契約金額内訳書のうち精算を必要とする費目についての精算を行う に当たっては、経費報告書の提出と同時に必要な証拠書類一式を発注者に提出し なければならない。
 - 4 発注者は、第1項及び第2項の経費報告書及び前項の必要な証拠書類一式を検査のうえ、契約金額の範囲内で発注者が支払うべき額(以下「確定金額」という。) として確定し、経費報告書を受理した日の翌日から起算して30日以内に、これを受注者に通知しなければならない。
 - 5 前項の金額の確定は、次の各号の定めるところにより行うものとする。
 - (1)業務の対価(報酬)

契約金額内訳書に定められた額とする。

(2) 直接経費

契約金額の範囲内において、領収書等の証拠書類に基づく実費精算による。 ただし、日当・宿泊料、国内旅費については、契約金額内訳書に定められた 単価及び実績による。

(支払)

- 第 15 条 受注者は、第 10 条第 3 項による検査に合格し、前条第 4 項の規定による確定金額の決定通知を受けたときは、発注者に確定金額の支払を請求することができる。
 - 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、請求を受けた日の翌日から 起算して30日以内に支払を行わなければならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、発注者は、受注者の支払請求を受理した後、その内容の全部又は一部に誤りがあると認めたときは、その理由を明示して当該請求書を受注者に返付することができる。この場合は、当該請求書を返付した日から是正された支払請求を発注者が受理した日までの期間の日数は、前項に定める期間の日数に算入しないものとする。

(前金払)

- 第 16 条 受注者は、発注者に対して、契約金額のうち契約締結日から 12 箇月以内の期間に履行する業務の代価の 10 分の 4 相当額を限度とする前金払を請求することができる。
- 2 受注者は、前項により前金払を請求しようとするときは、前金払の額について、 履行期間を保証期間として、次の各号のいずれかに該当する保証の措置を講じ、保 証書その他当該措置を講じたことを証する資料を発注者に提出しなければならな い。
- (1)公共事業の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証
- (2)銀行又は発注者の指定する金融機関等の保証
- 3 発注者は、前二項の規定による前金払の請求があったときは、審査のうえ、請求 書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。
- 4 本業務の内容の変更その他の理由により履行期間を延長した場合は、受注者は、直ちに、第2項に基づく保証の措置に係る保証契約を変更し、変更後の保証書を発注者に寄託しなければならない。なお、受注者は、本業務の進捗が契約金額に占める前金払及び部分払の割合を超えると判断される場合は、寄託した保証書の返却を請求できるものとする。

(部分払)

- 第 17 条 受注者は、部分払を行う旨本契約に規定する場合で、本業務の完了前に、 当該部分払いの対象とする本業務の一部(以下「部分業務」という。)が完了したと きは、当該部分業務に相応する契約金相当額(以下「契約金相当額」という。)の 10 分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することが できる。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ発注者に対して、部分

- 業務に係る完了届(以下「業務部分完了届」という。)に成果品のうち当該部分業務にかかるものとして本契約に規定されている中間成果品(以下「中間成果品」という。)を添付して提出のうえ、当該部分業務の検査を求めなければならない。中間成果品については、提出に先立って、監督職員等の確認を得るものとする。
- 3 発注者は、業務部分完了届を受領したときは、その翌日から起算して 10 営業日 以内に中間成果品の内容を含む当該部分業務について確認検査を行い、その結果を 受注者に通知しなければならない。
- 4 前項の確認検査の結果、中間成果品の内容を含む当該部分業務について契約不適 合を発見したときは、発注者は、受注者に対して当該契約不適合の修正を請求する ことができ、受注者は、遅滞なく当該契約不適合を修正し、発注者に再度当該部分 完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合における再検査につ いては、前二項の規定を準用する。
- 5 発注者は、本条に定める検査の実施に関して必要があると判断するときは、確認 検査が終了するまでの間、受注者に対して、受注者が本業務実施過程において収集、 作成した資料等の提示を求めることができ、受注者は、発注者に対し、速やかに当 該資料等を提示するとともに、成果品の確認検査が終了するまでの発注者が必要と 認める期間、発注者にこれを使用させるものとする。 発注者は、当該資料等の使用 が終了した後、当該資料等を速やかに受注者に返却する。
- 6 受注者は、本条に定める検査合格の通知を受けたときは、書面により部分払を請求することができる。この場合は、発注者は、請求書を受領した日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 7 前項に定める部分払金の額は、次の式により算定した金額を上限とする。この場合における契約金相当額は、受注者が提出する契約金相当額計算書に基づき、発注者が定め、受注者に通知することとする。
 - 第1項の契約金相当額× [9/10-前金払の額/契約金額]
- 8 第6項の規定による部分払金の支払があったのち、受注者が再度部分払を請求する場合は、第1項及び前項中「契約金相当額」とあるのは、「契約金相当額から、既に部分払の対象となった契約金相当額を控除した額」と読みかえるものとする。

(概算払)

- 第18条 受注者は、第13条第2項に定める検査の結果について合格の通知を受けた ときは、契約金額の10分の9以内の額について、概算払を請求することができる。 ただし、第16条に定める前金払又は前条に定める部分払を受けている場合は、概 算払の額からこれらの当該前金払及び部分払の額を控除した額を請求できるもの とする。
- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、審査のうえ、請求書を受領した日から起算して30日以内に当該請求金額を支払わなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、発注者は、受注者の支払請求を受けた後、その内容の 全部又は一部に誤りがあると認めたときは、その理由を明示して当該請求書を受注 者に返付することができる。この場合における当該請求書を返付した日から是正さ れた支払請求書を発注者が受領した日までの期間の日数は、前項に定める期間の日 数に算入しないものとする。

(履行遅滞の場合における損害の賠償)

- 第 19 条 受注者の責に帰すべき理由により、履行期間内に業務を完成することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、発注者は受注者に履行遅滞により発生した損害の賠償を請求するとともに、成果品の引き渡しを請求することができる。
 - 2 前項の損害賠償の額は、契約金額から既に引渡しを受けた部分に相当する金額 を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額と する。
 - 3 発注者の責に帰すべき理由により、発注者が支払義務を負う契約金額の支払が 遅れた場合は、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(天災その他の不可抗力の扱い)

- 第 20 条 自然災害又は暴動、ストライキ等の人為的な事象であって、発注者、受注者双方の責に帰すべからざるもの(以下「不可抗力」という。)により、発注者、受注者いずれかによる履行が遅延又は妨げられる場合は、当事者は、その事実発生後遅滞なくその状況を書面により本契約の相手方に通知しなければならない、また、発注者及び受注者は、通知後速やかに書面にて不可抗力の発生の事実を確認し、その後の必要な措置について協議し定める。
 - 2 不可抗力により生じた履行の遅延又は不履行は、本契約上の義務の不履行又は 契約違反とはみなさない。

(発注者の解除権)

- 第 21 条 発注者は、受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、催告を要せずして、本契約を解除することができる。
 - (1) 受注者の責に帰すべき事由により、本契約の目的を達成する見込みがないと 明らかに認められるとき。
 - (2) 受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。
 - (3)受注者が第20条第1項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出、 本契約の履行を果たさないとき。
 - (4) 第26条第1項各号のいずれかに該当する行為があったとき。
 - (5) 受注者に不正な行為があったとき、又は発注者の名誉ないし信用を傷つける 行為をしたとき。
 - (6) 受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。
 - (7) 受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。
 - (8) 受注者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、又は次に掲げる各号のいずれかに該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道(ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。)があったとき。
 - イ 役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜

ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の定義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会勢力」という。)であると認められるとき。

- ロ 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められるとき。
- ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- 二 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。
- ホ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- へ 法人である受注者又はその役員が、反社会的勢力であることを知りながら これを不当に利用するなどしているとき。
- ト 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難される べき関係を有しているとき。
- チ 受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相 手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契 約を締結したと認められるとき。
- リ 受注者が、イからトまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- ヌ その他受注者が、東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共 団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。
- 2 前項の規定により本契約が解除された場合(前項第4号の場合を除く。)は、受注者は発注者に対し契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする。)の10分の1に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

(発注者のその他の解除権)

- 第 22 条 発注者は、前条第 1 項に規定する場合のほか、その理由を問わず、少なく とも 30 日前に書面により受注者に予告通知のうえ、本契約を解除することがで きる。
 - 2 第1項の規定により本契約を解除した場合において、受注者が受注者の責に帰することができない理由により損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとする。賠償額は、受注者が既に支出し、他に転用できない費用に契約業務を完成したとすれば収得しえたであろう利益を合算した金額とする。

(受注者の解除権)

第 23 条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により業務を完了すること

が不可能となったときは、本契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約を解除した場合は、前条第2項の規定を準用する。

(解除に伴う措置)

第24条 発注者は、本契約が解除された場合においては、業務の出来高部分のうち、 検査に合格したものについては、引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けた ときは、当該引渡しを受けた出来高部分に相応する発注済金額を支払わなけれ ばならない。

(調査・措置)

- 第25条 受注者が、第21条第1項各号又は第26条第1項各号に該当すると疑われる場合は、発注者は、受注者に対して調査を指示し、その結果を文書で発注者に報告させることができ、受注者は正当な理由なくこれを拒否してはならないものとする。
 - 2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に確認し、事実の有無 を判断するものとする。この場合において、発注者が審査のために必要であると 認めるときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査 を行うことができるものとする。
 - 3 発注者は、第21条第1項各号又は第26条第1項各号に該当する不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じることができるものとする。
 - 4 発注者は、前項の措置を講じた場合は、受注者名及び不正の内容等を公表することができるものとする。

(重大な不正行為に係る違約金)

- 第 26 条 受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、発注者の解除権行 使の有無にかかわらず、受注者は契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があ った場合には、変更後の契約金額とする)の 10 分の 2 に相当する金額を違約金 として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。
 - (1)次のいずれかの目的により、受注者の役職員又はその指図を受けた者が刑法 (明治40年法律第45号)第198条(贈賄)又は不正競争防止法(平成5年法 律第47号)第18条(外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止)に違 反する行為を行い刑が確定したとき。また、受注者が同条に相当する外国の 法令に違反する行為を行い、同国の司法機関による確定判決又は行政機関に よる最終処分がなされたときも同様とする。
 - イ 本契約の業務の実施にかかる便宜を得る目的
 - ロ 本契約の業務の実施の結果を受けて形成された事業の実施を内容とする契約の受注又は事業の許認可の取得等にかかる便宜を得る目的(本契約の履行期間中に違反行為が行われ、又は本契約の経費若しくは対価として支払を受けた金銭を原資として違反行為が行われた場合に限る。)
 - (2) 受注者又は受注者の意を受けた関係者が、本契約の業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)(以下、「独占禁止法」)第3条、第6条又は第8条に違反する行為を行い、公正取引委員会から独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を受け、又は第7条

- の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規 定による課徴金の納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。
- (3)公正取引委員会が、受注者又は受注者の意を受けた関係者に対し、本契約の 業務の実施に関して独占禁止法第7条の2第18項の規定による課徴金の納付 を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 受注者又はその意を受けた関係者(受注者又は当該関係者が法人の場合は、 その役員又は使用人)が、本契約の業務の実施に関し、刑法第96条の6(公契 約関係競売等妨害)、独占禁止法第89条第1項又は同法第90条1号及び2号 に違反する行為を行い刑が確定したとき。
- (5) 第1号、第2号及び前号に掲げるいずれかの違反行為があったことを受注者 (受注者が共同企業体である場合は、当該共同企業体の構成員のいずれか)が 認めたとき。ただし、発注者は、受注者が、当該違反行為について自主的な申 告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のた め適切な措置を講じたときは、違約金を免除又は減額することができる。なお、 受注者が共同企業体である場合は、その構成員の一が自主的な申告を行い、か つ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置 を講じたときは、発注者は、当該構成員に対し、違約金を免除又は減額するこ とができる。
- (6) 第 14 条に定める経費確定(精算)報告において受注者が故意又は重過失により虚偽の資料等を提出し、発注者に対して過大な請求を行ったことが認められたとき。
- 2 受注者が前項各号に複数該当するときは、発注者は、諸般の事情を考慮して、 同項の規定により算定される違約金の総額を減額することができる。ただし、 減額後の金額は契約金額の10分の2を下ることはない。
- 3 前二項の場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えると きは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することが できるものとする。
- 4 前三項に規定する違約金及び賠償金は、第 18 条第 2 項に規定する違約金及び 賠償金とは独立して適用されるものとする。
- 5 受注者が共同企業体である場合であって、当該共同企業体の構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、第1条第8項の規定にかかわらず、発注者は、当該構成員に対して第1項から第3項までに規定する違約金及び賠償金を請求しないことができる。ただし、第2号に掲げる者のうち当該違反行為を知りながら発注者への通報を怠ったものについては、この限りでない。
- (1) 第1項第1号又は第4号に該当する場合であって、その判決内容等において、違反行為への関与が認められない者
- (2)第1項第5号に該当する場合であって、違反行為があったと認めた構成員が、 当該違反行為に関与していないと認めた者
- 6 前項の適用を受けた構成員(以下「免責構成員」という。)がいる場合は、当該 共同企業体の免責構成員以外の構成員が当該違約金及び賠償金の全額を連帯し て支払う義務を負うものとする。
- 7 前各項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有するものとする。

(賠償金等の徴収)

- 第 27 条 受注者が本契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで年 2.7 パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追加徴収する。
 - 2 前項の追加徴収をする場合は、発注者は、受注者から遅延日数につき年 2.7 パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(秘密の保持)

- 第 28 条 受注者(第 4 条に基づき受注者が選任する再委託先又は下請負人を含む。本条において以下同じ。)は、業務の実施上知り得た情報(以下「秘密情報」という。)を秘密として保持し、これを第三者に開示してはならない。ただし、次の各号に定める情報については、この限りでない。
 - (1) 開示を受けた時に既に公知であったもの
 - (2) 開示を受けた時に既に受注者が所有していたもの
 - (3) 開示を受けた後に受注者の責に帰さない事由により公知となったもの
 - (4) 開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
 - (5) 開示の前後を問わず、受注者が独自に開発したことを証明しうるもの
 - (6)法令並びに政府機関及び裁判所等の公の機関の命令により開示が義務付けられたもの
 - (7) 第三者への開示につき、発注者又は秘密情報の権限ある保持者から開示について事前の承認があったもの
 - 2 受注者は、秘密情報について、業務の履行に必要な範囲を超えて使用、提供又 は複製してはならない。また、いかなる場合も改ざんしてはならない。
 - 3 受注者は、本契約の業務に従事する者(下請負人がある場合には下請負人を含む。以下「業務従事者等」という。)が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報を保持することを確保するため、秘密取扱規定の作成、秘密保持誓約書の徴収その他必要な措置を講じなければならない。
 - 4 受注者は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違 反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措 置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければな らない。
 - 5 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の同意を得た上で、受注者の事務所等において秘密情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。
 - 6 受注者は、本契約業務の完了後、速やかに秘密情報の使用を中止し、秘密情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体(受注者が作成した複製物を含む。)を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる秘密情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で、破棄し、その旨を発注者に通知しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。
 - 7 前各項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有する。

(個人情報保護)

- 第29条 受注者は、本契約において、発注者の保有個人情報(「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号。以下「独立行政法人個人情報保護法」という。)第2条第5項で定義される保有個人情報を指し、以下「保有個人情報」という。)を取り扱う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。
 - (1)業務従事者等に次の各号に掲げる行為を遵守させること。ただし、予め発注 者の承認を得た場合は、この限りでない。
 - イ 保有個人情報について、改ざん又は業務の履行に必要な範囲を超えて利用、 提供、複製してはならない。
 - ロ 保有個人情報を第三者へ提供し、その内容を知らせてはならない。
 - (2)業務従事者等が前号に違反したときは、受注者に適用のある独立行政法人個人情報保護法が定める罰則が適用され得ることを、業務従事者等に周知すること。
 - (3) 保有個人情報の管理責任者を定めること。
 - (4)保有個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。受注者は、発注者が定める個人情報保護に関する実施細則(平成17年細則(総)第11号)を準用し、当該細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。特に個人情報を扱う端末の外部への持ち出しは、発注者が認めるときを除き、これを行ってはならない。
 - (5)発注者の求めがあった場合は、保有個人情報の管理状況を書面にて報告すること。
 - (6)保有個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の本条に係る違反行為等が発生 したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずる とともに、速やかに発注者に報告し、その指示に従うこと。
 - (7) 受注者は、本契約の業務実施の完了後、速やかに保有個人情報の使用を中止し、保有個人情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体(受注者が作成した複製物を含む。)を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる保有個人情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で破棄し、当該廃棄した旨を記載した書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。
 - 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の事務所等において、保有個人 情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善 を指示することができる。
 - 3 第1項第1号及び第6号並びに前項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有する。

(情報セキュリティ)

第30条 受注者は、発注者が定める情報セキュリティ管理規程(平成29年規程(情) 第14号)及び情報セキュリティ管理細則(平成29年細則(情)第11号)を準用 し、当該規定及び細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。

(安全対策)

第 31 条 受注者は、業務従事者等の生命・身体等の安全優先を旨として、自らの責任と負担において、必要な安全対策を講じて、業務従事者等の安全確保に努める ものとする。

(業務災害補償等)

第 32 条 受注者は、自己の責任と判断において業務を遂行し、受注者の業務従事者 等の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡にかかる損失については、受注者の責任 と負担において十分に付保するものとし、発注者はこれら一切の責任を免れるも のとする。

(業務引継に関する留意事項)

第 33 条 本契約の履行期間の満了、全部若しくは一部の解除、又はその他理由の如何を問わず、本契約の業務が完了した場合には、受注者は発注者の求めによるところに従い、本契約の業務を発注者が継続して遂行できるように必要な措置を講じるか、又は第三者に移行する作業を支援しなければならない。

(契約の公表)

- 第34条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。
 - 2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合は、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。
 - (1)発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること、又は発注者において課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職していること
 - (2)発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
 - 3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。
 - (1)前項第1号に規定する再就職者に係る情報(氏名、現在の役職、発注者における最終職名)
 - (2) 受注者の直近3ヵ年の財務諸表における発注者との間の取引高
 - (3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合
 - 4 受注者が「独立行政法人会計基準」第 13 章第 6 節に規定する関連公益法人等に該当する場合は、受注者は、同基準第 13 章第 7 節の規定される情報が、発注者の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。

(準拠法)

第35条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(契約外の事項)

第 36 条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合は、 必要に応じて発注者及び受注者が協議して、これを定める。

(合意管轄)

第37条 本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、当該紛争の内容や形式如何 を問わず、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とす る。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通 を保持する。

20●●年●●月●●日

発注者

受注者

福岡県北九州市八幡東区平野 2-2-1 独立行政法人国際協力機構九州センタ

_

契約担当役

所 長 吉成 安恵

業務仕様書

1. 業務の背景

- (1) 熊本県においては 2020 年 12 月末時点で外国人が 17,751 人滞在しており、うち技能実習生が 8,048 人(45%)、留学生が 1,111 人(6%)、特定技能資格者が 385 人(2%)と全体の 54%を占める。また 2020 年 10 月末時点で、外国人労働者が 12,928 人滞在しており、在留資格別では技能実習生が 8,500 人(66%)で最大、特定技能は 183 人(1%)となっている。技能実習生 8,500 人の国籍別内訳はベトナム 5,166 人(61%)、中国1,070 人(13%)、フィリピン 994 人(12%)、インドネシア 457 人(5%)の順、産業別では農業 3,428 人(40%)、製造業 2,985 人(35%)、建設業 1,098 人(13%)、小売卸売業 614 人(7%)の順、地域分布は 9 職業安定所別で八代 1,985 人(23%)、玉名1,722 人(20%)、熊本 1,681 人(20%)、菊池 1,302 人(15%)の順となっている。熊本県内総事業者のうち約 4%の事業者が技能実習生を雇用しており、農業分野においては、外国人が全農業従事者の約 5%を占めていることに示される通り、外国人が県内の様々な事業者を支えている実態がある。熊本県全体の人口が毎年約 1 万人減少する中、技能実習生は 2017-2018 年に 139%増加、2018-2019 年に 127%増加と年々増加しており、今後もその重要性は増していくことが想定される。
- (2) 一方、各種メディアや研究調査等で報道されている通り、留学生や技能実習生の 労働環境や地域社会との繋がりの希薄さなど、地域産業を支えるこれら外国人労働者 が置かれる環境について様々な課題が近年提起されている。しかしながら、JICA 九州 が 2019 年に実施した「九州における外国人材の現状・課題等に関する調査報告書」 において指摘している通り、県内における外国人労働者の実態は十分に把握されてお らず、自治体や各種団体が適切な施策を企画・実行するための根拠となる情報が不足 している現状がある。
- (3) JICA は、2021 年 4 月に本部国内事業部に外国人材受入支援室を新設し、日本国内外における外国人労働者支援に関する施策の検討を進めている。熊本県とは 2019 年に連携協定を締結、2020 年 6 月より熊本県庁に出向者(国際政策相談役)を置く他、2 名の国際協力推進員を設置し、県内における自治体や各種団体による外国人との多文化共生や地域おこしを支援・推進することとしている。
- (4) 上記背景のもと、以下を目的として実施する。
 - 1) アンケート調査

県内の外国人労働者、とりわけ熊本の産業に深く関わる外国人の技能実習生及び 留学生の労働と生活の実状と課題を正確に把握することにより、以下に繋げる。

- ② 自治体等各種ステークホルダーへの実状の提示
- ② 熊本県における外国人労働者受入環境整備に係る施策の策定への貢献
- 2) パイロット事業

アンケート調査内で確認された課題を踏まえ、外国人労働者受入支援に関する具体的なパイロット事業を自治体等と連携のうえ以下を試行する。

- ③ 熊本県における外国人労働者受入支援のモデルケースの創生
- ④ 国内において JICA として取り組むべき多文化共生推進事業への提言
- 2. 業務実施上の留意点・条件

アンケート調査実施にあたって以下に留意する。

- (1) 熊本県における外国人労働者の国籍別割合を踏まえ、調査対象の国籍をベトナム、フィリピン、インドネシアの3カ国とする。調査票(画面)はベトナム語、英語、インドネシア語で作成する。
- (2)調査の実施においては、調査地域、調査対象者の国籍、従事する業種等について、できる限り偏りが無いように努める。また、調査結果については、地域、国籍、在留資格、業種、ジェンダー別の分析を行う。
- (3)調査の実施においては、調査地域、調査対象者の国籍、従事する業種等について、 できる限り偏りが無いように努めること。また、調査結果については、地域、国籍、 在留資格、業種、ジェンダー別の分析を行うこと。
- (4) 定量的調査として十分な量の調査対象にアウトリーチすること。具体的には、技能実習生・留学生合計で 900 名程度を想定している。コロナ禍において、対面の接触が限定される中で多数の当事者から情報を取得する手法について検討のうえ、提案に含めること。
- (5) 当事者に対し効率的にアウトリーチするため、住民基本台帳を活用した郵送、オンラインサーベイの手法や、広告サービスの利用、SurveyMonkey 等の調査・分析ツール、調査員が直接当事者にアウトリーチする手段の実施を組み合わせる。

3. 業務の内容

- (1) 熊本県在住の外国人労働者から、労働及び生活課題に関する定量的情報を収集し、 整理・分析する。
- (2)分析の結果を、発注者、熊本県庁内で勤務する JICA 出向職員及び国際協力推進員 (外国人材・共生)(以下「JICA 熊本チーム」という)、JICA 関係部署、県庁及び 県内のステークホルダーに対し報告する。
- (3)分析された結果を踏まえ、県内における多文化共生及び支援にかかるパイロット 事業を実施する。
- (4) パイロット事業の結果を、発注者、JICA 熊本チーム、県庁及び県内のステークホルダーに対し報告し、成果・教訓を抽出の上、提言として取りまとめる。

4. 成果物·業務実施報告書·業務提出物

- (1) 業務計画書:和文 Word 1部、PDF1部
- (2) 進捗報告書(中間成果品): 和文 Word 1 部、PDF1 部。アンケート調査を実施した結果(成果)、教訓、提言につき報告する。
- (3) 最終報告書(案): 和文 Word 1部、PDF1部。アンケート調査及びパイロット 事業を実施した結果(成果)、教訓、提言につき報告する。
- (4) 最終報告書(最終成果品):
- ・最終報告書:和文、英文で Word1 部、PDF1 部、印刷物和文 120 部、英文 5 部
- ・概要版: 調査に関わった地域および全国の日本人・外国人コミュニティ向けに情報発信することを想定し、10ページ程度の調査結果概要版を日本語、英語、ベトナム語、インドネシア語、やさしい日本語で作成。各国語でWord1部、PDF1部、印刷物 120部・調査結果インフォグラフ: 結果を視覚的に簡潔に伝えるもの。日本語、英語、ベトナム語、インドネシア語、やさしい日本語でPowerPoint各1部、PDF各1部。

契約金額内訳書

【契約金額内訳書の作成方法】

「業務完了一括支払」ではない場合、契約金額内訳書を作成する必要があります。

業務の内容と支払方法を勘案し、入札時点で想定される内訳の費目を記載してください。

内訳の費目については、契約書(案)第14条とも平仄を合わせ、以下を想定してください。

1. 業務の対価(報酬)

対価を設定する業務ごとに分け、それぞれの対価(同じ業務を複数回実施する場合は単価)を記載してください。

また、一定の業務を継続して実施する場合は、一定期間(例:1カ月)当たりの単価を記載してください。

2. 直接経費

領収証等の証拠書類に基づいた実費精算によるものは、直接経費の項目ごとに 分け、それぞれの契約金額を記載してください。

日当や宿泊料など、契約単価と実績に基づき支払額を確定するものについては、項目ごとに分け、それぞれの単価と想定される数量を記載してください。

様式集

- ■競争参加資格確認に関する様式
 - 1. 各種書類受領書(次ページに PDF でも添付しています)
 - 2. 競争参加資格確認申請書
 - 3. 委任状
 - 4. 共同企業体結成届 (共同企業体の結成を希望する場合)
 - 5. 質問書
 - 6. 辞退理由書
- ■プロポーザル作成に関する様式
 - 1. プロポーザルおよび見積書提出頭紙
 - 2. プロポーザル表紙
 - 3. プロポーザル参考様式(別の様式でも提出可)
- 以上の参考様式のデータは、以下のサイトよりダウンロードできます。

国際協力機構ホームページ (https://www.jica.go.jp)

- →「調達情報」
- →「調達ガイドライン、様式」
- →「様式 プロポーザル方式 (国内向け物品・役務等)」

(https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/proposal.html)

なお、各様式のおもてには、以下の事項を記載してください。

- ・宛先:独立行政法人国際協力機構 九州センター 契約担当役 所長
- 業務名称:熊本県における外国人労働者の労働及び生活の実態に関する調査
- •公示日: 2021年10月13日

各種書類受領書

(国内向け物品・役務の調達)

以下に記入のうえ2部作成し、書類とともにご提出ください(手書き可)。

	もしくは 調達管理番号のAAAAAAは人札説明書にいずれかか記載されていまずので、どちらか一方を入れ 度以降は、調達管理番号のみになります)。
公告番号※	

公告番号※					
業務名称					
貴社名					
ご担当者部署名		ご担当者名			
メールアドレス	@	電話番号	-	-	-

ご担当者部署名		ご担当者名		
メールアドレス	<u> </u>	電話番号	_	
		-EIII H - 7		
提出書類(□に ⁻	チェックを入れてください)			
競争参加資格確	認申請			
【1】全案件に	共通で必要な書類			
□競争参加資格₹	権認申請書(所定の様式)			
□全省庁統一資格	各審査結果通知書(写)			
□資格確認結果違	通知返信用封筒(定形サイズ。所定料金の切手貼付)			
□共同企業体結局	成届及び共同企業体構成員の資格確認書類(共同企業体を	結成する場	合)	
【2】入札/企画	『競争説明書に記載がある場合に必要な書類			
□財務諸表(決領	算が確定した過去3会計年度分)			
□秘密情報の取	及いにかかる競争参加者の社内規則			
□競争参加者に位	系る親会社・子会社等の資本関係等に係る関係図			
□競争参加者の	発行済株式の1%以上を保有する株主名、持株数、持株比	率		
□競争参加者のⅠ	取締役(監査等委員を含む。)の略歴			
□情報セキュリー	ティに関する資格・認証等(取得している場合)			
□その他(書類	名をご記入ください)			
()
□下見積書(正	部)			
以下、調達方式	こ応じ、入札/企画競争説明書に記載されている場合			
「最低価格落札	方式」 <u>(原則として、競争参加資格確認申請書提出時)</u>			
□類似業務実績-	一覧表			
口配置予定者の紀	圣歴書			
□その他の資格	要件証明書類(写)(名称:)
「総合評価落札	方式」 <u>(原則として、技術提案書提出時)</u>			
□技術提案書(〕	E 1 部、写 部)			
□入札書(厳封1	部)			
□技術審査結果通	知返信用封筒(定形サイズ。所定料金の切手貼付)			
「企画競争」_()				
ロプロポーザル	(正1部、写部)			
□見積書(正 1 ਜ਼	□見積書(正 1 部、写1部)			
□評価結果通知返	信用封筒(定形サイズ。所定料金の切手貼付)			
口機密保持誓約書				
	名をご記入ください)			
()
□配布/貸与資料	の受領(配布期間: / ~ /)			$\overline{}$
□受領済み資料の	り返却			
				<u>_</u>

独立行政法人国際協力機構 調達部受領印